相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県愛知郡蚊野外村一一番屋敷、最後の住所不詳　被相続人　亡　髙橋紋右エ門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

滋賀県大津市唐崎三丁目三番一六号

相続財産管理人　辻倉優里巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市北条町二丁目一三番、最後の住所大阪府豊中市北条町二丁目一三番三号　被相続人　亡　谷　義之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

大阪市北区南森町二丁目一番一九号三井住友銀行南森町ビル二階

相続財産管理人弁護士　阪井千鶴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区八重洲二丁目一番地七、最後の住所大阪府東大阪市日下町四丁目二番一〇―三〇六号　被相続人　亡　西野健次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

大阪市北区西天満一丁目一一番一〇―一一〇四号イトーピア西天満ソアーズタワー一一階

相続財産管理人　平栗　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高石市綾園一丁目五一一番地一、最後の住所大阪府高石市綾園四丁目五番一―四一四号　被相続人　亡　黒岩　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

大阪府大阪市中央区備後町三丁目二番八号

長谷ビル五階

相続財産管理人弁護士　徳田　琢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉大津市千原町一丁目四三番地、最後の住所大阪府泉大津市千原町一丁目六番二三号　被相続人　亡　奥土　蝶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

堺市堺区中瓦町一丁四番二一号第一住建堺東ビル七階　相続財産管理人　内藤　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市北区豊崎三丁目一〇番地、最後の住所大阪府箕面市粟生外院四丁目九番一九号　被相続人　亡　守中　儀明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

大阪市北区西天満六丁目五番一七号ドシタルエイトビル五階

相続財産管理人弁護士　斎藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市岩橋七八〇番地、最後の住所和歌山県岩出市金池一六四番地の四　被相続人　亡　薮地野　努

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

和歌山県岩出市西野一三五番地の二一

相続財産管理人　司法書士　森脇　広幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区白木町大字三田七二五三番地、最後の住所広島市東区戸坂出江一丁目八番一七―三〇三号　被相続人　亡　己斐　秀豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

広島市安佐北区口田南三丁目一五番一八号

相続財産管理人　平林　吉暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東村山市久米川町三丁目二七番地六三、最後の住所香川県高松市桜町一丁目一番一七―三〇六号　被相続人　亡　佐々木　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

高松市多賀町一丁目四番一一号

相続財産管理人　唐渡　規子

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成21年10月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①飯島観光サービス　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―779号　④飯島清治　埼玉県吉川市川野153―1　⑤飯島観光サービス　埼玉県吉川市川野153―1　⑥平成９年３月25日　⑧平成21年１月21日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県吉川市上笹塚２番地　飯島清治

B　①株式会社トラベルデザイン　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4053号　④株式会社トラベルデザイン　東京都西東京市下保谷四丁目５番15号　代表取締役　榎本季泰　⑤本社営業所　東京都西東京市下保谷４―５―15　⑥平成８年８月26日　⑧平成21年８月26日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都西東京市下保谷四丁目５番15号　株式会社トラベルデザイン　代表取締役　榎本季泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市百次町一六九〇番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　前畑　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十三日

事務所鹿児島県薩摩川内市東向田町二―三三　下迫田ビル三階

相続財産管理人　弁護士　清水　秀郎